

燕市水道料金の在り方検討委員会設置要綱

平成 27 年 5 月 13 日
水道事業管理規程第 1 号

(設置)

第 1 条 燕市における水道料金の在り方について、識見を有する者、水道使用者等から広く意見を聴取することを目的に、燕市水道料金の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、燕市の水道料金の在り方について検討し、燕市水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に意見書を提出するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他管理者が必要と認める者

2 前項第 3 号の委員の人数は、2 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する管理者への意見書の提出が完了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 管理者は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道局経営企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年5月15日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、第2条の規定による管理者への意見書の提出を行った日の翌日に、その効力を失う。